

猪苗代町教育旅行支援事業

貸切バス1台に5万円助成!

猪苗代町は福島県外学校の教育旅行を支援します



猪苗代町PRキャラクターひでくん

福島県の「教育旅行復興事業」と「併用」も出来ます!



※本事業の利用には、申請の条件等がございますので、下記の内容および交付要綱等を必ずご確認ください。

猪苗代町で「修学旅行・林間学校・宿泊学習・スキー教室等」の教育旅行を実施する学校様、旅行会社様はこの機会にぜひご活用ください。

一般社団法人猪苗代観光協会では福島県外の「小学校・中学校・高等学校」に対して、「猪苗代町内の民間宿泊施設」において、「1泊以上の宿泊」と「猪苗代町での体験活動（施設利用等）」を伴う教育旅行を実施する場合、貸切バスにかかる費用の一部を助成いたします。

1 助成対象団体

①猪苗代町の民間宿泊施設において「**1泊以上の宿泊**」と、町内体験施設等において「**体験活動（施設利用等）**」の教育旅行を実施する「**福島県外の小学校、中学校、高等学校**」

※ただし、以下の場合には対象外となります

- (1) 幼稚園、保育所、各種専門学校、短期大学、大学等の場合
- (2) 国立磐梯青少年交流の家を宿泊利用する場合
- (3) 学校の部活動、クラブ活動等による合宿団体の場合
- (4) 学校教員が児童生徒を引率しない場合
- (5) 各種大会への参加に伴う宿泊の場合

②本事業を申請する学校教育旅行を取り扱う旅行会社（旅行業登録事業所）

※旅行会社が旅行業務を実施しない場合、旅行業登録のないバス会社等は対象外

2 貸切バス助成金

貸切バス1台につき「**5万円**」×利用台数

※参加人数が「10名未満」の場合は、上記助成金は「半額」となります

※往路・復路で2台の使用であっても「往復で1台」の算出となります

3 旅行会社手数料

申請1校あたり「**1万円**」 ※旅行会社への支払いとなります

4 対象期間

令和5年4月10日（月）～令和6年3月10日（日）までに実施終了する教育旅行

5 申請関係 様式第1号・第3号・第4号の「**学校長印は不要**」（その他の書類は従来通りです）

①交付申請書（様式第1号）を作成、ご提出ください

※旅行会社からの「申請書等書類提出（代理申請）」も可能とします

②各申請書類は、当協会HPより様式データをダウンロードし、作成してください

③旅行実施日の「**10日前まで**」に、交付申請書（様式第1号）を郵送（メール/FAX不可）

6 申請受付

①交付申請書（様式第1号）は「**実施日を問わず先着順**」で受付いたします

②期間内であっても「今年度予算額に達した時点で受付終了」といたします

③受付終了のご案内は、当協会HPにてご案内いたします

7 実績報告～助成金等支払まで

①旅行終了日の「**14日以内**」に、実績報告書（様式第4号）を郵送（メール/FAX不可）

②報告書類に不備等がなければ、ご指定口座へ助成金等をお振込いたします

※助成金等のお支払は「旅行実施後」となります

※猪苗代町での体験活動を行程の中に必ず1つ入れること

【具体的な体験活動例】

野口英世記念館、天鏡閣、猪苗代湖遊覧船いなわしろカワセミ水族館等の見学、農業体験、登山、野外炊飯、スキー場の利用等
※実施する活動内容についてはお問合せください

【利用例】

修学旅行で猪苗代町のホテルに

1泊、貸切バス3台使用

貸切バス助成金

5万円×3台＝15万円

旅行会社手数料

1万円



お問い合わせ・書類提出先

一般社団法人 猪苗代観光協会

〒969-3133

福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字扇田1-4

電話：0242-62-2048

FAX：0242-62-2939

営業時間：8時30分～17時30分